

2川健障計第117号

令和2年 4月 9日

障害者施設・障害福祉サービス事業所の管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部長

新型コロナウイルスの感染拡大に備えた対応について（依頼）

新型コロナウイルスの全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、4月7日に、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。本市としては、保健医療福祉が重要な社会インフラであることに鑑み、可能な限り市民サービスの提供を維持していくことを基本とし、必要な業務を継続する方針としておりますので、市内の施設・事業所におかれましても、感染予防に十分に留意していただいた上で、サービスの提供を継続していただきますようお願いいたします。

これに当たり、障害福祉サービスに関する対応方針（別紙1）と、職員体制の確保が困難となる場合に備えた事前対策（別紙2）についてとりまとめましたので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

（障害計画課事業者指導担当）

電話 044-200-0082

FAX 044-200-3932

新型コロナウイルス感染拡大時における対応方針

(1) 市としての方針

障害福祉サービスは、利用者や家族にとって重要な社会インフラとなっていることから、緊急事態宣言が出された後も、利用者や家族の生命・生活を維持することを前提として、十分な感染拡大防止策を講じながら、サービスの提供を継続していただくようお願いします。

また、感染拡大時にも必要最低限のサービスを継続するため、入所系サービス（緊急時の短期入所を含む）、訪問系サービス、通所系サービス、短期入所の順でサービス提供体制を維持することとし、この順位に従って、各法人内での応援体制の構築を検討してください。

(2) 利用者が感染者・濃厚接触者等となった場合の対応

①利用者が感染者となった場合

- ・保健所の指示により、医療機関に入院（軽症者の場合は、宿泊施設等で療養となる場合あり）

②利用者が濃厚接触者等となった場合

- ・保健所による指導を踏まえながら、現在の居所において、感染拡大防止策と健康管理の徹底
- ・利用者の要介護状態・障害特性や、施設・事業所の施設設備の状況、機器や備品の確保状況などによって、必ずしも全ての対応を実施することができない場合もあることから、感染拡大防止策については、各施設・事業所において可能な範囲で実施
- ・その上で、利用者・職員双方の健康管理を徹底するため、定期的に検温や体調観察を着実に実施するとともに、保健所に状況を報告（発症の兆候がある場合は、保健所に速やかに相談し、指示に従ってください。）

③利用者（濃厚接触者等以外の者を含む）が高齢者である場合や基礎疾患を有している場合

- ・発症した場合は重症化するリスクが高いことから、保健所に相談しながら、感染拡大防止策を重点的に実施
- ・自施設・事業所だけで適切な感染拡大防止策を実施することが困難と思われる場合には、相談支援専門員、区役所等に相談（緊急的な短期入所の利用等を調整）

(3) 職員の感染拡大防止と濃厚接触者等となった場合の対応

- ・職員による感染拡大を防止するため、石鹸・流水による手洗いや手指消毒の徹底、マスクや手袋・エプロン等の着用、出勤前の体温測定、風邪症状等がある場合の出勤停止等を徹底
- ・職員が濃厚接触者等となったことをもって、必ず出勤停止にしなければならないわけではありませんが、法人内で職員体制を調整する等により、サービス提供の継続と最大限の感染拡大防止策を講じることをお願いします。

(4) サービス別の対応

①利用者の感染が疑われる場合

入所系サービス：可能な範囲で、個室対応等による施設内での隔離、感染が疑われる者と非感染者の使用スペースの区分、居室・共有スペースの換気徹底等を実施

訪問系サービス：感染防止策を徹底した上で、必要なサービスを提供

通所系サービス：感染が疑われる利用者の利用を中止

短期入所：感染が疑われる利用者の利用を中止（緊急的なニーズについては配慮）

②職員体制の確保が困難となった場合

入所系サービス：法人内での応援体制によってサービス提供を維持
（通所系サービスや相談支援事業所の動員も含めて調整）

訪問系サービス：できる限りサービス提供を継続
（提供時間や回数を調整するなどにより、必要最低限のサービス提供を維持できるように調整）

通所系サービス：できる限りサービス提供を継続
（提供時間や回数の調整、訪問支援への切り替えなどにより必要最低限のサービス提供を維持するとともに、入所系サービスに職員を動員する場合は、休業も含めて調整）

短期入所：できる限りサービス提供を継続
（緊急的なニーズについては配慮）

なお、感染拡大防止や職員・利用者が感染等した場合の対応については、令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課等事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」、「利用者の状況に応じた対応について（入所施設・居住系）、（通所系・短期入所）、（訪問系）」にまとめられていますので、参照してください。

(5) サービスの提供内容や方法を変更する場合の対応

1. 相談支援専門員と調整
2. 利用者や家族等に対して説明
3. 休業する場合には、各事業の事業者指導担当窓口に連絡

※感染拡大防止を図るためのサービス提供内容や方法の変更について

感染拡大防止として、利用者の密集・密着を回避するための策を検討するにあたり、1回当たりの利用者数や1人当たりの利用時間数・利用日数を縮小するなどの工夫をお願いします。

ただし、こうした取組を行う場合は、利用者や家族に対して丁寧な説明を行い、同意を得た上で実施する必要があります。

職員体制の確保が困難となる場合に備えた事前対策

(1) 入所系サービス

職員体制が確保できない場合を想定して、法人内での通所系サービスや相談支援事業所の職員による応援体制を、あらかじめ検討しておいてください。

(2) 訪問系サービス

職員体制が確保できない場合を想定して、利用者ごとに必要最低限で必要なサービス内容・回数・時間等について、あらかじめ検討しておいてください。

(3) 通所系サービス

サービス提供体制の縮小や休業を想定して、①居宅において支援が必要と認められる利用者のリストアップ、②事業所職員による訪問支援体制の調整、③訪問系サービスによるフォロー体制の調整を、あらかじめ行っておいてください。